

平成 28 年 3 月

西東京市内の小規模な通所介護（デイサービス）
のご利用者様およびご家族様

西東京市役所 高齢者支援課 介護指導給付係

介護保険の小規模なデイサービスが、「地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）」に変わります。

日頃より、西東京市の介護保険事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成 28 年 4 月 1 日から、小規模なデイサービス（平成 28 年 3 月 31 日時点で東京都の指定通所介護を受けている利用定員 19 人未満の予定、要介護 1～5 の方）については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービス（サービス名称は「地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）」）に移行します。西東京市内の地域密着型デイサービスを利用できるのは、平成 28 年 4 月 1 日以降は原則として西東京市の被保険者の方のみとなります。

また経過措置として西東京市内の小規模なデイサービスを利用している他市町村の被保険者の方については、平成 28 年 3 月 31 日において利用している場合（利用者と指定通所介護事業所との間で利用契約がある場合を予定）は、平成 28 年 4 月 1 日以降も引き続きご利用いただけます。

詳しくは、現在ご利用の事業所又は下記担当までお問い合わせください。

■ 利用に当たっての主な変更点

- (1) 事業所の指定権者が、東京都から西東京市に変更されます。
- (2) 西東京市内の地域密着型デイサービスを利用できるのは、原則として西東京市の被保険者の方のみとなります。
- (3) 運営推進会議を 6 ヶ月に 1 回開催することが義務付けられます。

※地域密着型サービス

介護保険において住み慣れた地域での生活を支えるため市町村の日常生活圏域単位で整備されるサービスのことを指し、このサービスを利用できるのは原則として当該市町村の被保険者の方となっています。

※運営推進会議

事業者が自ら会議を設置し、利用者、利用者家族、市職員又は地域包括支援センター職員、地域住民の代表者、地域密着型デイサービスに知見を有する者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、必要な要望や助言を聞き、地域に開かれたサービスを行い、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

お問い合わせ先

高齢者支援課 介護指導給付係 電話 042-438-4030（直通）